

# 古文書倶楽部

【発行】  
秋田県公文書館  
2017.3  
第76号

今月刊行の「岡本元朝日記」第三巻では、藩主の代替わりにまつわる様々な記述が登場します。ぜひご覧ください！

## 北畠氏と安藤氏

慶長五年（一六〇〇）の、いわゆる「関ヶ原」

の合戦。近衛前久書状には合戦の地を「関ヶ原」ではなく、「青野力原」と記されているといえます。この他に「関ヶ原」と記さない例として、「秋田家史料」一〇月八日最上義光書状の「大柿（大垣）ニ籠居候治部・刑部・備前中納言・島津などあをのゝ原へ罷出、人数十二万ほと二てひかえ候処へ、内府様御人数八万ほと」の「あをのゝ原」をあげることができます。

（2017年3月号）  
さかのぼって延元三年（北朝建武五年・一三三八）正月、後世「関ヶ原」とよばれる「青野原」で義良親王を奉じる北畠顕家率いる奥州軍が室町幕府方と戦いました。顕家は、吉野に逃れた後醍醐天皇のため、京都回復を目指して西征し、この戦いでは勝利します。しかし京都奪回ができず、顕家は五月に戦死します。そこで後醍醐は、顕家の弟顕信を陸奥国に下します。

第76号  
東北地方における顕信発給文書は、『南北朝遺文』東北編に網羅されています。同書は東北地方の南北朝史研究の基本史料集といえるべきですので、同書に収録すべきかと思われる文書を紹介します。

（花押）

参御方上者、本領不可有相違之由仰候也、仍執達如件、

安藤蔵人殿

右の文書は、東京大学史料編纂所レクチグラフィ「市原孝一氏所蔵文書」（請求記号六八〇〇―一七五）に収録されています。撮影は昭和二年（一九三七）二月で、市原氏は福島県岩瀬郡須賀川町（現在須賀川市）在住でした。「市原孝一氏所蔵文書」は収集文書らしく、特定の家に伝来したものではないようです。

袖の花押は、顕信です。奉者の右馬権頭清頭は、他の顕信発給文書にもみえる人物です。

充書の安藤蔵人の系譜はわかりません。安藤氏は津軽・秋田等におりますので、他に史料の裏付けがないとどこの安藤氏かわからないのです。それが『南北朝遺文』に収録されなかった理由かもしれません。安藤蔵人が東北以外の国人の可能性は低いですし、顕信が東北地方で発給した文書として取り扱ってよいでしょう。

内容ですが、本文の冒頭の「参御方」とは、安藤蔵人が顕信方に転じたことを意味します。

右の文書が発給された前年、いわゆる観応の擾乱の影響が東北地方にも及び、足利直義派の奥州管領吉良貞家が足利尊氏派の奥州管領畠山国

氏を滅ぼします。この分裂を好機ととらえた顕信は、延元二年（北朝建武四年・一三三七）に顕家が尊氏方のため追われた多賀国府を奪回します。顕信の人生で全盛期としてよい時期です。

文書によれば、「本領不可有相違」、つまり安藤蔵人の本領を安堵します。顕信方となった見返りです。味方になれば本領を安堵するぞという顕信文書はありましたが、本場に安堵の文書を発給したことが明らかになりました。

ところが文書が発給された翌々月、貞家は多賀国府を奪回します。その後、顕信が多賀国府を回復することはありませんでした。

顕信の事跡は、正平一七年（北朝康安二年・一三六二）までしかわかりません。南朝の勅撰和歌集「新葉和歌集」によれば、顕信の子守親は陸奥国から南朝の行宮に移っています。この和歌集の土御門前右大臣入道を顕信とするのが通説で、それが正しいとすれば、土御門前右大臣入道も行宮にいたと読み取れますので、親子で陸奥国を去ったとなります。しかし顕信の父親房は「新葉和歌集」で「中院入道一品」としていますし、「土御門」を称した南朝廷臣は他にいませんので、通説は検討の余地があります。

下って戦国期から織豊期に、浪岡御所とよばれた親房の子孫がいました。顕家の子孫とする説と、顕信の子孫とする説があります。浪岡は現在の青森市で、陸奥国ですが、京都の貴族は出羽国とします。浪岡御所は、津軽為信のため滅ぼされます。難をのがれた一族は、秋田氏の家中となりました。

【鈴木 満】

古文書こぼればなし

## 山は近世秋田の国の宝か

『山林盛衰之大凡考』より

秋田の豊かな林産資源は、佐竹氏入部以前から全国的に着目されており、豊臣政権からは秋田氏に対して軍船大安宅船用材や伏見作事御用板、淀船用材板など、いわゆる太閤運上板の上納が命ぜられておりました。

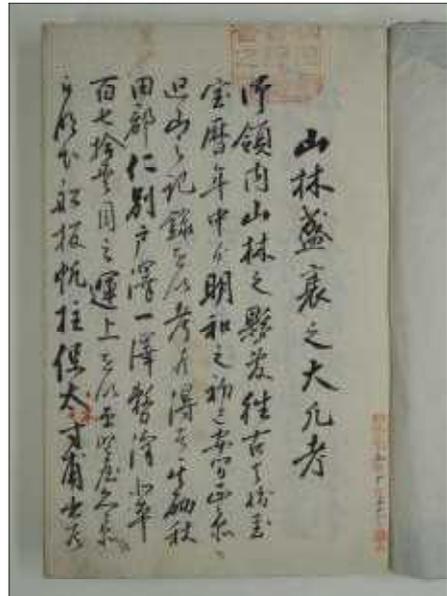
慶長七年（一六〇二）、徳川政権による国替で秋田に入部した佐竹氏もまたこうした林産物を藩の重要財源と位置づけて領外移出を推進するのですが、はたしてその目論見は如何に。

小稿では、昨年七月八日の古文書解説講座Ⅰでチャレンジいただいた当館収蔵資料『山林盛衰之大凡考』（混架七―二七八）の内容に少し入り、秋田藩の林業の実相を垣間見ていただこうと思います。

『山林盛衰之大凡考』は、文字通り山林の盛衰の大凡についてまとめ考察を加えたもので、対象となっている山林は秋田藩の諸山、記載されている事象はおよそ宝暦年中（一七五一―一七六四）から文政年中（一八一八―一八三〇）の林業の事でもです。論者については明記されておりませんが、記述内容が他の林政史料と対比しても的確で、林務官僚経験者の記述の可能性が高いことから『秋田県林業史』下などでは文化二年（一八〇五）から文政年間にかけて三〇年近く木山方吟味役を務め功績のあった景林

賀藤清右衛門と想定しておりますが、同意できる見解と言えますね。

早速、その冒頭部分から見てゆきましょう。



御領内山林之夥敷往古は指置、宝暦年中より明和之初まで安間正兵衛回山之記録を以考候得者其砌秋田郡仁別戸沢一沢務沢北平百七拾貫目之運上を以平野屋久兵衛江戸被明下船板帆柱保太木寸甫出候事相見候、其翌年長小羽四百万枚被指出明和三戌年迄小羽杣沢割有之其頃より享和元酉年迄三拾六年之間數十度小羽材木被指出猶徒も多入候而文化御改正之頃総山一円之伐尽と相成候

この考察が宝暦年中から始まっているのは、宝暦十一年（一七六一）、藩による林政強化策が実施されたことによると考えられます。文中に登場する安間正兵衛は本方吟味役で、この時「領中惣木山並漆木共取立担」に抜擢された能吏です。

内容は、仁別の各沢が平野屋久兵衛の請負山として経営され、船板・帆柱・保太木・寸甫な

どが伐採されていたが、その後の小羽材の大量の伐採や徒によって、文化の林政改革の頃には全ての山が一円切り尽しとなったと記されております。そして、これに続く他地域の山々の動静記録でもほぼ同様の状況が示されます。

ここで記されている徒とは徒伐のことで、農民による藩の伐採手続きを無視した無断伐採を指しますが、同様な違法行為で屋根用の杉皮を剥ぐ皮剥ぎと共に乱伐の横行に至りました。

こうした山林資源の枯渇について大凡考は、今を以考候得は宝暦十一年御改正より文化二年御改正まで四十五年之間青木は十之九を盡し雑木は十之七を盡すも可申候

と総括し、宝暦以降の林業政策が効力を発していなかったことを指弾しております。

こうした中で林政の抜本的な改革をめざしたのが文化二年（一八〇五）から始まった文化の林政改革です。その焦点は文化八年（一八一二）に施行された分収率の改正で、青木は郷林・符人林・寺社林・又は御留山・御直山たるを問わず、折半を改め、成木の七割を植立人に与え、三割を官収とするという、三公七民の制で、賀藤清右衛門は木山方吟味役に就任し、改革事業に邁進することになりました。大凡考には、  
国の宝は山也然共切盡す時は用に立又盡さる  
以前二備を立つべし山の衰は則国の衰なりと  
洪江政光之伝書と申ものに相見得候、言簡易にして至当之論とも可申候

と記されており、林政の原点を見すえた改革への意気込みが伝わってくるのです。【渡部紘一】